妊娠中～出産後の手続きや制度

妊娠中～出産後の手続きや制度

生まれる前の準備

こども家庭支援課
４階40番

母子健康手帳　☎367-5760

医療機関で妊娠の診断を受けたら、妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けてください。この手帳は赤ちゃんの記録をつける大切な手帳です。また、妊娠中、病院で受ける妊婦健診の補助券やお子さんの健診無料券もついています。

★外国語版母子健康手帳は6か国語（英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）をご用意しています。

母親（両親）教室 予約制　☎367-5778

はじめての妊娠・出産・子育てについての基礎知識を学びます。同じ地域の人と交流の場でもあります。

妊産婦健康相談 予約制　☎367-5778

助産師が相談をお受けします。日程については、お問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

いろいろな手続きがあります。
中には提出期限があるものもあるので、お気をつけください。

出生届　戸籍課戸籍担当２階23番　☎367-5641

赤ちゃんが生まれた日からかぞえて
14日以内に提出します。

持参するもの
- 出生届
- 母子健康手帳
- 印鑑（任意）

健康保険の加入手続き

赤ちゃんの健康保険の加入手続きを行いましょう。

- 国民健康保険の場合
  保険年金課保険係２階27番A　☎367-5725
- 社会保険等の場合
  勤務先、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等まで

※出産育児一時金…直接支払制度等が利用できます。詳しくは、出産予定の病院等へお問合せください。

出生連絡票　こども家庭支援課４階40番　☎367-5760

母子健康手帳についているハガキを必ずご提出ください。
郵送の場合は下記まで送付してください。

〒246-0021瀬谷区二ツ橋町190番地
瀬谷区役所　こども家庭支援課　行

（電子申請での提出もできます。詳しくは横浜市ホームページにてご確認ください。）

児童手当　こども家庭支援課４階40番　☎367-5760

中学校卒業までのお子さんを養育している家庭に、手当が支給されます。請求書を提出しないと支給されません。出生日の翌日から15日以内に窓口にお越しください。

手当額		
０歳以上３歳未満		月額15,000円
３歳以上小学生以下	第1子・第2子	月額10,000円
	第３子以降	月額15,000円
中学生		月額10,000円

＊児童を養育している人の所得により、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)又は不支給(※)の場合があります。
※所得上限限度額を下回った場合は、改めて申請が必要になります。

▲詳細はこちら！

小児医療費助成　保険年金課保険係２階26番　☎367-5727

健康保険に加入しているお子さん(0歳～中学3年生)が医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担部分が助成されます。(助成の対象とならない場合もあります。)

持参するもの
お子さんの保険証など。
事前にお問合せください。

こどもの成長と健康

こども家庭支援課４階40番　☎367-5760

新生児訪問

ご提出いただいた出生連絡票や電話相談等から保健師・助産師がご自宅へうかがって、母子の健康や育児に関するご相談に応じます。

こんにちは赤ちゃん訪問

生後４か月までの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に、地域の「こんにちは赤ちゃん訪問員」が訪問して、地域の子育て情報等をお届けします。

乳幼児健康診査

★瀬谷区役所で行うもの

４か月・１歳６か月・３歳児を対象に健康診査を実施しています。受診案内は事前にご自宅に郵送します（健診日は該当の月齢・年齢以降にご案内する場合もあります）。

★市内の協力医療機関で行うもの

出生後13か月未満を対象に3回、無料で健診と育児相談が受けられます。母子健康手帳別冊の「医療機関乳児健康診査受診票」を使用します。対象期間内に病院で受診してください。

乳幼児歯科相談＆妊産婦歯科相談　予約制

0歳児から未就学児の歯科健診・歯科相談・歯みがきなどのアドバイスを行います。また、妊娠中から産後1年未満の方を対象に歯科相談を行っています。

母乳相談　予約制

☎367-5778　助産師が相談をお受けします。

福祉保健課　健康づくり係４階44番
☎367-5744

予防接種　横浜市 定期予防接種　検索

協力医療機関※で接種します。
※協力医療機関は、横浜市ホームページで検索、または健康づくり係にて確認してください。

持参するもの
- 母子健康手帳
- 予診票

☎367-5746

1歳児 食と歯の元気教室　予約制

食事と歯みがきについての話と実演をします。（対象：1歳～1歳４か月未満のお子さんと養育者）

離乳食教室・こどもの食事相談　予約制

離乳食の話と調理実演を行います。また、お子さんの食生活について相談をお受けします。

その他の支援

こども家庭支援課４階40番　☎367-5760

未熟児養育医療

体重が2,000g以下または、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃん（1歳未満）が指定された医療機関に入院した場合、保険診療の自己負担額と入院時食事代を助成します。

小児慢性特定疾病医療

18歳未満（20歳未満まで延長可）の方が、次の病気で治療を受けた場合（疾患ごとに状態の基準があります。）、保険診療の自己負担額と入院時食事代の一部を助成します。家族の所得により自己負担があります。

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

自立支援（育成）医療

身体に障害がある、または放置すると将来障害を残すと認められた18歳未満の人が、指定された医療機関において手術などで確実な治療効果が見込まれる場合に医療助成があります。原則医療費の1割の自己負担がありますが、家族の所得に応じて月ごとの自己負担額に上限が設けられています。なお、一定所得以上の世帯の人は「重度かつ継続」を除き、対象外となります。

こども家庭支援課４階40番
☎367-5703

ひとり親家庭

ひとり親家庭の生活を支援するために、暮らしのこと、経済的な問題等について、相談をお受けします。

障害のあるお子さん

障害児やその家族等の生活を支援するために、制度・サービス等についてご相談をお受けします。

「発達が気になるこどもの子育て応援マップ」を作成しています。こども家庭支援課までお問い合わせください。